平成２５年（フ）第２４０号
広島市南区東雲本町３丁目８番32―101号
債務者　藤田喜美枝
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
広島県江田島市能美町鹿川4674番地18
債務者　名島　静枝
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４８号
広島県呉市広横路４丁目４番22―102号
債務者　野津　晴子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５３号
広島県呉市広本町２丁目５番17―206号
債務者　神立　里恵
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６８号
徳島県徳島市東吉野町１丁目８番地の４　志摩荘102
債務者　篠原　信二
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３０号
愛媛県松山市余戸東２丁目４番22号
債務者　吉岡　信男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
高知県高岡郡四万十町北琴平町７番24号
債務者　酒井　健裕
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県飯塚市太郎丸340番地
債務者　占部　秀俊
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
福岡県小郡市二森1443番地１　313号室
債務者　坂田　繁治
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１３号
宮崎市清武町新町２丁目９番地18　ディアコートＡ棟203号
債務者　甲斐　英新
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
宮崎県都城市安久町2563番地２
債務者　前田　愛実
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県阿久根市西目8172番地２、前住所鹿児島県阿久根市西目5647番地３　市営春畑住宅65号
債務者　新町　　治
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県阿久根市西目8172番地２、前住所鹿児島県阿久根市西目5647番地３　市営春畑住宅65号
債務者　新町ミユキ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県鹿屋市今坂町12416番地４　市営住宅２号棟37号、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目15番38号
債務者　迫　ムツ子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
宮城県栗原市一迫字大川口中屋敷48番地３
債務者　三浦　浜子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
群馬県桐生市新里町山上171番地５
債務者　原子　鉄雄
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３５２号
徳島県小松島市小松島町字今開７番地の５　宮城マンション108号室
債務者　高砂　和男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部